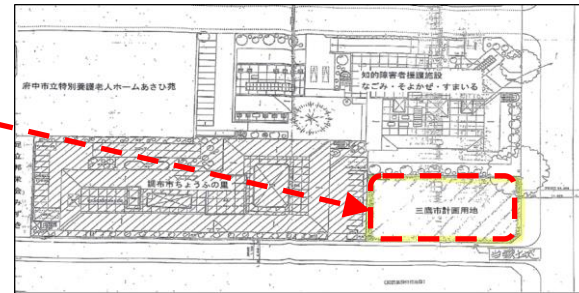


医療的ケアの必要な方への支援の検討状況

調布基地跡地福祉施設（仮称）整備

(1) 事業用地

調布市西町 290 番地 7 ほか（右図参照）
（東京都所有。1,371.60 m²）



(2) 経緯

平成 5 年 10 月 「調布基地跡地土地利用計画」
（調布基地跡地の活用に係る東京都及び調布基地対策協議会（通称「六者協」））

⇒ 調布基地跡地の一部を福祉ゾーンと位置付けたうえで、三市の分担により社会福祉施設を整備することとされた。

- ・東京都 身体障害者療護施設「みずき」（貸付・公募方式）
- ・調布市 知的障害者援護施設（なごみ、そよかぜ、すまいる）、ちょうふの里
- ・府中市 特別養護老人ホーム「あさひ苑」
- ・三鷹市（当初予定）身体障害者通所授産施設 ⇒ 財政事情等から見送り

平成 26 年度～ 三鷹市が「調布基地跡地福祉施設開設研究会」設置。府中市、調布市含め三市で検討
平成 29 年 6 月 「調布基地跡地福祉施設（仮称）整備に係る基本プラン」とりまとめ

(3) 「基本プラン」概要

① 求められる機能

重症心身障害児（者）が地域で暮らし続けるための3つの機能

医療的ケアの実施を含む。
（診療所機能等の設置も視野）

- ア 日中活動の場としての機能
- イ レスパイト機能
- ウ 緊急時対応（宿泊）機能

② 事業の実施方法

重症心身障害児（者）等を受け入れている事業所の運営実績のある法人（事業者）に、施設の設計から建設、運営までを一括して担わせる「民設民営」方式

③ 今後のスケジュール（予定）

- 平成 29 年度 施設の設置・運営を行う事業者の公募・選定
- 平成 30 年度 国庫補助協議（事業者）
- 平成 31 年度 国庫補助内示、着工（事業者）
- 平成 32 年度 竣工（事業者）
- 平成 33 年度 事業開始

事業者の選定は、三鷹市を中心に調布市、三鷹市を含めた3市で行います。

④ その他

施設整備・設置後の運営については、三市による財政支援を予定

調布市障害者地域自立支援協議会での検討

(1) 「調布市障害者総合計画」策定への意見具申（平成 28 年度）

「医療的ケアの必要な障害児・者の支援を計画的に進めることが必要です。」

【具体的方向性】

- 医療的ケアの必要な障害児・者が在宅で安心して暮らすことができるように地域の基盤整備を計画的に行う必要がある。
- 実態、ニーズ調査
- 医療的ケアが必要な障害児・者の通所施設・訪問療育・レスパイト先
- 福祉、医療について一定の知識を有するコーディネーターの確保
- 地域の医療的ケアのネットワーク形成

(2) 「医療的ケアワーキング」の設置（平成 29 年度～）

第1回ワーキングで出された課題

- 医療的ケア児の総合的な相談に対応できるコーディネーターがいない。
- 家族の社会参加・経済面における課題
- 家族のレスパイトに使えるサービスが少ない。
- 保育園での課題（医療的ケア対応の保育サービスがほぼない、親の就労機会が限定される など）
- 通学・通所先での課題（職員の経験・技術不足、バックアップ体制を依頼できる医療機関 など）
- 医療面での課題（往診可能な医師が少ない など）

⇒ 今後ワーキングでは、医療的ケアを必要とする方の実態調査（内容検討中）を行う予定

「調布市デイセンターまなびや」での医療的ケアの実施

「デイセンターまなびや」（生活介護。重度重複障害者向け）にて平成 17 年度から医療的ケアを実施

対象とする医療的ケア	① 吸引 ② 吸入 ③ 経管栄養 ④ 非侵襲的陽圧換気法（NPPV）による人工呼吸器管理
実施体制	「医療的ケア検討委員会」による 取組み範囲、実施内容等の確認・検討
対象利用者 （平成 29 年 10 月 1 日時点）	6 人（通所利用者 28 人中）

④は平成 29 年 4 月から追加